# 平成 20 年度事後評価シート (平成 19 年度に実施した施策)

施策名 2.地球環境の	施 策 名 2.地球環境の保全			
総括部局及び総括課長名	地球環境局 総務課長	梶原 成元		

### 施策の位置づけ

Ħ	環境基本	計画にお	ける位置づけ(第2部)	平成 19 年度	E版環境·循	5環型社会白書における位置づけ ( 325 √- ジ以降)	
政策(章	2章 環境保全施策の体系				1章	地球環境の保全	
	1 飦	1 地球	環境の保全	政策(章)		各種施策の基盤、各主体の参	
施策(節	施策(節) 3 節 1 地球環境保全等に関する国際協力の推進			7章	加及び国際協力に係る施策		
その他属	その他関連する個別計画 京都議定書目標達成計画(				閣議決定)		

環境・循環型社会白書「平成 19 年度環境の保全に関する施策・

平成 19 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

## 施策について

施施 オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地策 球規模の環境を保全する。 の 方 台

柔			H17 年度当初	H18 年度当初	H19 年度当初	<備考>
算	金	額(単位:千円)	2,747,646	2,563,948	7,016,277	
算動向		一般会計	2,747,646	2,563,948	7,016,277	
미		特別会計	-	-	-	

## 【オゾン層の保護・回復】

- ・「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「オゾン層保護法」による、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策の実施及びオゾン層の状況等の監視・公表。
- ・「フロン回収・破壊法」によるフロン類の回収・破壊の促進、ハロンや断熱材フロンの排出抑制対策の検討、途上 国におけるオゾン層保護対策等への支援。

#### 【酸性雨·黄砂対策】

- ・「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」の活動の推進、東アジア地域における酸性雨対策の推進に向けた調査研究等の国際協力。
- ・国際的なプロジェクトと協働した、黄砂モニタリングネットワークの確立や日中韓三ヶ国による共同研究の実施。
- ・酸性雨・黄砂について、国内モニタリングの実施。

### 【海洋環境の保全】

・海洋環境保全に関する条約及び国内法の着実な実施と「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」などの地域的取組の実施。

# 【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

- ·国際的寄与·参加のための体制の充実強化、貿易や投資のグローバリゼーションと環境保全に関する取組の展開。
- ・世界的な森林の保全、砂漠化への対処、南極地域の環境保全に関する国際的枠組みの遵守や発展に向けた 自然資源の総合的な保全・管理手法の検討。
- ・アジア太平洋地域における、持続可能な開発に向けた科学的ツール及び政策オプションの開発・提供。また、 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)等の国際的な機関への支援。
- ・地球環境分野の監視・観測及び調査研究の推進。

施策を構成する具体的手段

### 【オゾン層の保護・回復】

オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。

業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率及び回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からの京都議定書目標達成計画上の目標の達成に向けて更なる向上を図る必要があり、平成 19 年 10 月から施行された改正フロン回収・破壊法の周知徹底を図り、回収量の増加に努める必要がある。

### 【酸性雨·黄砂対策】

EANET は 2001 年(平成 13 年)から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターと協力しつつ EANET へ積極的に貢献している。国内においては、EANET の手法に合わせた長期モニタリング計画に基づき調査を行い、酸性雨による影響等について評価しており、目標達成に向け進展があった。

黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内 におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

#### 【海洋環境の保全】

海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制 措置を講じてきた。

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。

### 【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

## (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

森林の保全については違法伐採等に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠 化対策については西アフリカ及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、 南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議 論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。

#### (国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構(OECD)、アジア太平洋環境会議(エコアジア)日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。

アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

### (研究調査)

競争的資金については、プログラムディレクター (PD) 及びプログラムオフィサー (PO) による研究管理及び不正防止策を講じる等、管理・評価体制の充実を行い、環境研究の質の向上を図った。

地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第4次評価報告書の完成に貢献した。



## 今後の主な課題

## 【オゾン層の保護・回復】

改正フロン回収・破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率の向上に向けた取り組みの強化。

冷媒以外の用途におけるフロン類の排出抑制対策の検討。

途上国におけるオゾン層破壊物質の削減・回収破壊対策の推進。

#### 【酸性雨·黄砂対策】

EANET の協定化、東アジア地域の大気環境管理に資するインベントリ作成やシミュレーションモデル開発等 EANET 活動の発展・拡大に向けた検討。

国内酸性雨モニタリングについて、質の高いデータの取得、大気汚染物質の長距離輸送の監視と自然生態系への影響把握に重点を置いた観測体制の検討。

日中韓三カ国環境大臣(TEMM)メカニズムを活用した、黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築、並びに共同研究実施等の北東アジア地域協力の検討。

### 【海洋環境の保全】

我が国周辺における海洋環境把握のための代表的な海域及び廃棄物海洋投入処分において海洋環境モニタリングを実施するとともに、モニタリングの高度化等に関する検討を行う。

二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境保全上適正な管理手法の検討。

漂流・漂着ゴミの問題解決に向けた検討。

# 【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

## (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

「持続可能な森林経営」及び違法伐採対策の検討。

砂漠化対処条約の枠組みの下、科学的・技術的に貢献するための取組の推進。

南極地域の環境保護については、基地が周辺環境に与える影響のモニタリング技術指針の作成、南極環境保護議定書責任附属書(平成 17 年 6 月採択)への対応、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討、国内担保法に基づく手続きの徹底に係る普及啓発の推進。

## (国際的な貢献と連携・国際協力)

グローバル化と環境に係る具体的な政策の開発及び実施、海外広報の充実、FTA/EPA 条項の比較分析、貿易と環境の相互支持性を強化する協力案件の検討等の政策研究を行う。

アジア太平洋地域の様々な主体による、この地域に相応しい持続可能な開発の実現に向けた取組の促進。

## (研究調査)

衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、 及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。

地球環境分野の調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題への研究資源の配分を強化し、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。



## 今後の主な取り組み

#### 【オゾン層の保護・回復】

改正フロン回収·破壊法の周知徹底を図り、行程管理制度等を着実に実施するとともに、冷媒漏洩対策に向けた 実態把握調査を行う。

ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を実施する。

途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。

上記の施策を実施するため、冷媒フロン類排出抑制推進費、フロン代替製品普及推進事業費、途上国におけるフロン等対策支援事業費の新規・拡充予算の要求を行う。

#### 【酸性雨·黄砂対策】

東アジア地域においてはオゾン等の広域汚染の影響が懸念されており、EANET の活動及びその将来発展を積極的に支援することにより、地域の大気環境管理の推進に貢献する。

国内における酸性雨の被害を未然に防止するため、酸性雨長期モニタリング計画に基づくモニタリングを着実に実施する。

黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを構築するとともに、共同研究を実施する。

### 【海洋環境の保全】

海洋環境モニタリングにおいて、我が国周辺の海洋汚染の発生状況、環境濃度の経年的変化を今後も継続的に 把握し、廃棄物の海洋投入処分に係る規制の適切な実施を確認し、海洋環境保全対策の効果的な実施を進め る。

二酸化炭素海底下地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する 検討。

我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、引き続き漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討を行う。

## 【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

## (森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

違法伐採対策の民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。

砂漠化適応策の手法検討を行う。

南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、 南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続き の更なる徹底を行う。

## (国際的な貢献と連携・国際協力)

引き続き、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。

クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。(http://www.env.go.jp/press/press.php?serial)

国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

地域環境協力及び地球温暖化対策に係る二国間協力体制について強化するため、定員要求を図る。

## (研究調査)

地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、より重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。

地球温暖化に対する我が国内外の影響予測体制について強化するため、定員要求を図る。



<b>+</b> /π		施策の改善・見直し
施	-a	施策の重点化等
策	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
の		取組みを引き続き推進
方		施策の廃止・完了・休止・中止
向		機構要求を図る
性		定員要求を図る

今後の	予算要求等への反映	-a
施策の 方向性	機構・定員要求への反映	

オゾン層の保護・回復									
目標	2-1	オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。							
環境·循環型 社会白書にお 1 章 2 節 オゾン層保護対策 ける位置づけ									
関係部	果·室	フロン等対策	推進室						
指標の 及び <sup>i</sup>		業務用冷況 PRTR によ	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP <sup>ト</sup> ッ] 業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率(回収量)[%( <sup>ト</sup> ッ)] PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値[ODP <sup>ト</sup> ッ] (参考)南極のオゾンホールの面積[万 km²]						
指標年	度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値	
		2,810	1,473	1,118	754	集計中	H32 年	0	
指標		約 28 (約 1,889t)	約 31 (約 2,102t)	約 32 (約 2,298t)	約 36 (約 2,541t)	集計中	H20~24年 度の平均	60 以上	
3412		7,256	6,215	5,376	4,181	集計中	-	減少傾向を維持	
		2,868	2,423	2,797	2,927	集計中	-	-	
目標を設定し た根拠等		基準年	1989 年(平	P成元年)	基準年の値	5,562			
		根拠等	モントリ	オール議定書					

### 【達成の状況】

オゾンホールは、ほぼ毎年大規模に発達しており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じる必要がある。

業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率及び回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からの京都議定書目標達成計画上の目標の達成に向けて更なる向上を図る必要があり、平成19年10月から施行された改正フロン回収・破壊法の周知徹底を図り、回収量の増加に努める必要がある。

#### 【必要性】

オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。

評価·分析

南極のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に発達しており、オゾン全量についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が 懸念されている。

モントリオール議定書の規制スケジュールに基づき、開発途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減が本格化していることから、途上国支援の重要性が一層高まっている。

## 【有効性】

オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。

ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モントリオール議定書に定める消費量上限(3,615ODP トン)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成 18 年度には、業務用冷凍空調機器から約 2,541tのフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。

大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は 1990 年(平成 2 年)代後半以降ほぼ横ばい (CFC-12)、または減少してきている(CFC-11 及び CFC-113 は年間約 1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少(H16 年度目標、3,615 トン以下は達

成)しているものの、HCFC 及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22 は年間約3%、ハロン1301 は年間約2%の割合で増加)。

途上国における CFC 削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいて CFC 削減プロジェクトを実施するとともに、インドネシア政府と協力してフロン類破壊施設を設置した。

## 【効率性】

主要なオゾン層破壊物質である CFC、HCFC 及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。

限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費を始め、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。

関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。



### <今後の展開>

オゾン層保護に加え地球温暖化防止の見地からも必要とされるフロン類対策について、以下のような施策 を実施する。

改正フロン回収・破壊法の円滑な施行を推進するため、引き続き周知徹底を図るとともに業務用冷凍空調機器からのフロン類の更なる回収率向上に向けた検討を進める。

ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を実施する。

途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。

		酸性雨·黄砂	対策					
目標	2-2	る長期モニタ に関する協力	リング計画にま 」を推進すると 立、共同研究の	基づくモニタリ ともに、 北東ア	ングの実施を行 アジア地域にお	及び調査研究の テうことにより、東 :いて国際的に協 グを進めることで	アジア地域で <i>の</i> 協調した黄砂モニ	)酸性雨問題 ニタリングネッ
環境・循 社会白語 ける位置	書にお	2章3節 酸	性雨・黄砂に(	系る対策				
関係部	≹·室	環境保全対策	<b>策課、環境協力</b>	J室、水·大気	環境局大気環	境課		
指標の 及び <sup>i</sup>		EANET S 国内酸性原	↑析精度管理目 雨モニタリング	性沈着)地点 目標達成率[% の年間測定値 な(環境省設置	。] 有効地点率[9	6]		
指標年	度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
		44	44	46	47	51	H24 年度	55
指標		85.7	89.3	90.6	93.0	集計中	-	100
111111111111111111111111111111111111111		90.0	66.7	70.0	80.0	集計中	-	100
		7(1)	8(2)	8(3)	9(4)	16(5)	H24 年度	17(5)
目標を設定し		基準年	-	•	基準年の値		-	
た根拠等 根拠等 長期モニタリング計画(環境省平成 14年3月)				年3月)				
評価・分析 【達成の状況】 EANET は 2001 年(平成 13 年)から本格稼働を開始し、共通手法を用い			用いた酸性雨モ	 =ニタリングな				

どの活動を推進している。我が国は、EANET のネットワークセンターに指定されている(財)日本環境衛生センター酸性雨研究センターと協力しつつ EANET へ積極的に貢献している。国内においては、EANET の手法に合わせた長期モニタリング計画に基づき調査を行い、酸性雨による影響等について評価しており、目標達成に向け進展があった。

黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。

#### 【必要性】

近年の東アジア地域の急速な工業化・都市化により、地理的な条件から我が国においても酸性雨の環境影響が深刻化することが懸念される。国境を越える酸性雨への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、対策に向けた国際協力の強化が必要である。 黄砂の飛来頻度が拡大するに伴い、黄砂の影響への国民の関心が高まっている。国境を越えた環境問題であることから、黄砂モニタリングネットワークの構築等、黄砂対策は北東アジア地域で連携して取り組む必要がある。

## 【有効性】

長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により、酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET政府間会合において、協定化を含むEANETの将来発展に向けた議論が進展しているところ。

黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組に貢献している。また、日中韓三カ国黄砂局長会合において、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

#### 【効率性】

酸性雨の国内モニタリングについては、5年ごとに観測結果をとりまとめ、酸性雨対策検討会にて検討の上、モニタリング計画に観測結果を反映しており、49あった測定所を31に集約する等、効率的に実施している。

黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の 5 台のライダー装置\*だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外 16 台のライダー装置によるネットワーク化を実現している。

\*地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置



### <今後の展開>

東アジア地域においてはオゾン等の広域汚染の影響が懸念されているところ、EANETの活動及びその将来発展 を積極的に支援することにより、地域の大気環境管理の推進に貢献する。

国内酸性雨モニタリングについては、質の高いデータの取得、大気汚染物質の長距離輸送の監視と自然生態系への影響把握が必要なことから、着実なモニタリングを実施する。

黄砂対策については、地域協力が重要なことから、関係各国との情報共有を進め、国際的な黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムを整備するとともに共同研究を実施する。

		海洋環境の	保全						
		海洋環境保全に関する各条約 及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進							
目標 2-3 する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAF				VPAP)」に基づ	〈取組等によ				
り、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対				策を図る。(					
		具体の条約名	は 欄に記載)						
環境・循 社会白語 ける位置	書にお	1章4節 海	洋環境の保全	:					
関係認	果·室	環境保全対策	<b>策課</b>						
指標の及び		陸上で発生	生した廃棄物の	の海洋投入処:	分量[万 <sup>ト</sup> ン]				
指標年	度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値	
指標		384	378	338	320	集計中	H19 年度	284	
日梅を記字し		基準年	H15 年度		基準年の値	384			
目標を設定し			とが確定している	るし尿・浄化槽剤	5泥の投入量				
	·	73 <del>+ -1</del> 1 153=							

#### 【達成の状況】

#### (海洋環境の保全)

海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、 各種の規制措置を講じてきた。

漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、 漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7 県 11 海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。

#### 【必要性】

廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されており、国際的な枠組みの下に一層の環境保全を図っていく必要がある。また、平成 19 年 4 月から導入された廃棄物の海洋投入処分の規制の効果を的確に把握していく必要がある。

## 【有効性】

関連法の着実な施行により国際的な枠組みの下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。

## 評価·分析

ロンドン条約議定書の締結に伴い改正された海洋汚染防止法に基づき、平成19年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る環境大臣の許可制度の下、適切な運用を図った。目標として設定した「陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量」について、年々減少している。また、廃棄物の海底下廃棄を原則禁止し、二酸化炭素海底下地層貯留事業に係る許可制度の導入を目的とした海洋汚染防止法が平成19年11月より施行されたところ。

NOWPAP の活動促進のため、リモートセンシング(人工衛星による地球観測)による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインについて策定し、平成 19 年 9 月にリモートセンシング研修を行った。

バラスト水条約の発効に備え、国際会議等に積極的に参加し、バラスト水に起因する環境影響の情報の収集等を行い、早急に条約を受け入れるための準備を進めた。

危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(OPRC-HNS議定書)の締結に伴い、環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、有害液体物質の流出事故時に伴う海洋環境への被害の発生を最小にするため、脆弱性沿岸海域図のような事前情報の整理方法等の検討を行った。

海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリングの基本指針目的・調査の枠組み、対象項目、測線・測地、頻度、実施体制等について検討を行った。

我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するた

め、7県 11 海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。

## 【効率性】

平成 19 年度において、限られた予算を効率的活用すべく、過去の経緯も踏まえ、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。

我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7 県 11 海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。



#### <今後の展開>

NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)活動に引き続き貢献するとともに、関係各国の連携を強化する。 バラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。

OPRC-HNS 議定書の発行に伴い、環境面からの国内体制を早急に進める必要があるため、引き続き環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。

海洋環境モニタリングについて、これまでの調査結果等を用いて、我が国周辺の海洋環境の現状をとりまとめたステータスレポートを作成する。また、事故等への対応を強化するため、衛星画像の活用の可能性の検討、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。更に、二酸化炭素海底下地層貯留に対する許可発給制度が平成19年11月より施行されたことから、二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境管理手法の高度化に関する検討を行う。

我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、引き続きモデル地域において、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討する。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討する。

	地球環境分野における国際協力・研究調査等						
目標 2-4	環境に関す	する世界的な材	枠組みづくりや	ルール形成等	への主導的な	貢献、開発途.	上地域におけ
□1x Z-4	る環境保全の	ための支援、	国際研究協力	の推進などを追	<b>通じて、地球環</b> 境	境分野におい	て国際協力及
	び研究調査な	などを推進する	),				
環境·循環型 社会白書にお	6章8節 生	物多様性に関	する国際的取	組			
ける位置づけ	7章9節 国	際的取組に係	る施策				
関係課·室	総務課、環境	保全対策課、	環境協力室、	研究調査室		·	·
指標の名称 及び単位	(間接)南極	亟保護法に基 <sup>・</sup>	づく南極渡航者	皆の手続き率[᠀	6]		
指標年度等	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	目標年	目標値
指標	83.2	68.3	90.6	73.4	集計中	-	100
目標を設定し	基準年	- 基準年の値 -					
た根拠等	根拠等				-		
	  【達成の状況	]					
	(森林の保全	・砂漠化への	対処・南極の環	環境保全)			
	森林の保全	eについてはi	皇法伐採等に	関する調査事業	(及び木材調達	のグリーン化	普及啓発事業
の実施、砂漠化対策については西アフリカ及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイ 評価・分析 ット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条					ためのパイロ		
					する南極条約		
議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。							
	(国際的な貢献と連携・国際協力)						
	地球環境的	R全に関して、	G8、国連、経済	斉協力開発機構	睛(OECD)、ア	ジア太平洋環境	竟会議(エコア
				EMM)、ASEAN+			•

で、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与し期待どおりの成果が得られた。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)交渉や世界貿易機構(WTO)交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。

アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与し期待どおりの成果が得られた。

## (研究調査)

競争的資金については、プログラムディレクター(PD)及びプログラムオフィサー(PO)による研究管理及び不正防止策を講じる等、管理・評価体制の充実を行い、環境研究の質の向上を図った。

地球環境分野の調査・研究により、地球温暖化観測に必要な基盤技術の開発や、地球温暖化分野の情報提供の推進を図った。また、IPCCへの支援は、第4次評価報告書の完成に貢献した。

#### 【必要性】

#### (森林・砂漠・南極)

森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。

南極地域は、高い環境上の価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

## (国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。

開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。

開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間や NGO 等の具体的活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

## (研究調査)

地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためは、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)においても指摘されているところである。

多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せていては十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

### 【有効性】

## (森林·砂漠·南極)

国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。

砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。

国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議 や環境保護委員会等への積極的な関与により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に 貢献している。

## (国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関して、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。

近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイトの開設等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。

北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。

他国の締結している FTA/EPA における環境条項の分析、WTO における議論の整理等は、我が国が FTA/EPA や WTO の交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。

アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献している。

## (研究調査)

地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後 評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概 ね妥当との評価が得られた。

地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。

アジア太平洋地球変動ネットワーク(APN)の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

### 【効率性】

### (森林·砂漠·南極)

世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。 南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

#### (国際的な貢献と連携・国際協力)

地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報を海外に提供するとともに、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決の手法である。

北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。

WTO 交渉の論点を整理し、また FTA/EPA 交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど 早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、 効率的な手法である。

## (研究調査)

地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用効果は高い。

地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。

地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザー会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。



## < 今後の展開 >

## (森林·砂漠·南極)

持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行い、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。

砂漠化適応策の手法検討調査等を行い、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。

我が国昭和基地における観測活動による環境影響をモニタリングするための技術指針の作成や、我が国初となる他の南極条約協議国基地等への査察実施に向けた検討、関係省庁と連携した責任附属書への対応検討などを行うとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への国内担保法についての一層の普及啓発を図る。

#### (国際的な貢献と連携・国際協力)

引き続き、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3 環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで積極的に貢献する。海外広報は、提供情報の質、量を共に充実させる。また、WTO、FTA/EPA 交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。

各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。

国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

## (研究調査)

平成 20 年度は、重点施策に基づき、「低炭素社会づくり」及び「適応対策」特別募集枠を設けることにより重点的な資金配分を行い、効率的かつ効果的な運営を目指す。

## 予算事項(事務事業)について

# 当該施策に関する主な法律・税制等

オゾン層の保護のためのウィーン条約(昭和60年3月採択、昭和63年9月発効)

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(昭和62年9月採択、平成元年1月発効)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)(昭和63年法律第53号)

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)(平成 13 年法律第64号)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和54年法律第136号)

1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書(MARPOL(海洋汚染防止条約) 73/78 条約)(昭和 53 年2月)

1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約(ロンドン条約)及び同条約 96 年議定書

(昭和47年11月)(平成8年11月)

1990 年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約(OPRC(汚濁事故対策協力)条約)(平成 2年 11月)

2000 年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書(HNS 議定書)(平成 12年3月

北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)(平成6年9月)

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(バラスト水条約)(平成 16年2月)

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約(砂漠化対処条約)(平成6年6月採択、平成8年12月発効)

生物多樣性条(平成4年5月採択、平成5年12月発効)

南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)

目標	関連する予算事項名及びその	予算額(千円)		
番号		H19 当初	H20 当初	H21 反映
	オゾン層保護法・フロン回収破壊法施行事務費	4,567	4,462	
	フロン等大気中濃度等監視調査費	21,103	20,144	
	ハロン管理システム等検討調査費	5,688	5,688	
	ノンフロン化推進方策検討調査費	8,080	8,080	×
	代替フロン等 3 ガス排出抑制対策強化推進費	15,960	-	-
	業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費	19,732	18,299	×
2-1	アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業費			
	(平成 21 年度から名称変更:「途上国におけるフロン等	8,778	20,000	
	対策支援事業費」)			
	液体 PFC 等排出抑制対策推進事業費	-	15,963	×
	新フッ素系物質等に係る地球温暖化対策検討費	-	<b>-</b>	新
	フロン代替製品普及推進事業費	-	-	新
	冷媒フロン類排出抑制推進費	-	-	新
	アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金	129,031	125,694	
	国内酸性雨モニタリング推進費	234,425	233,734	
2-2	黄砂対策推進費	25,035	36,958	
	* 酸性雨調査研究費	66,792	(55,024)	
	* 黄砂による大気汚染物質の輸送に関する調査研究費	12,569	-	-
	PICES 年次会議開催等経費	3,199	2,550	
	海洋環境モニタリング推進経費 (平成 21 年度から統合:油汚染対策推進費、海洋環境モニタリング推進調査費、北西太平洋地域海計画活動推進費、OPRC 条約 HNS 議定書国内対応事業費)	111,562	150,000	
	海洋汚染対策規制基準設定等調査費	8,673	8,673	
2-3	ロンドン条約 96 年議定書国内対応事業費 (平成 21 年度から名称変更: 「ロンドン条約議定書国内対 応事業費」)	29,348	25,980	
	ロンドン条約 96 年議定書実施のための不発弾陸上処理 (平成 21 年度から名称変更: 「ロンドン条約議定書実施の ための不発弾陸上処理」)	84,450	105,240	
	バラスト水条約対応基礎調査費	9,637	9,522	
		366,535	359,859	
	二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(特会)	-	200,000	
	熱帯林等森林保全対策調査経費	17,102	17,607	
	砂漠化防止対策調査経費	18,015	18,957	
	南極地域自然環境保全対策費	10,685	10,076	
	南極地域環境保護モニタリング技術指針作成事業費	17,401	18,627	×
	南極条約事務局拠出金	1,356	564	
	南極条約及び同議定書に基づく査察実施費	1,000	5,478	

	対・	中環境保全協力促進費	24,003	22,839	×
		中環境協力推進費			新
	北東	東アジア環境協力推進費	8,158	13,546	
	日日		51,448	44,367	
	島山	嶼国を始め世界各地域との環境連携強化費	13,544	13,572	
	我7	が国の ODA における環境配慮強化調査費	10,362	19,160	
	国图	<b>際会議等派遣等経費</b>	152,622	160,101	
	二	国間国際会議関係経費	34,463	16,683	
	経済	斉協力開発機構等拠出金	38,367	42,804	
	国	際連合環境計画拠出金	175,172	170,642	
	国	際連合環境計画国際環境技術センター拠出金	102,415	99,767	
2-4		\ネスブルグ·サミットを契機とした持続可能な開発の 組総合推進費	51,077	29,837	
	貿	易自由化と環境保全の相互支持性強化推進費	13,642	13,642	
	国	際連合環境計画アジア太平洋地域事務所拠出金	62,703	61,082	
		ジア太平洋環境開発フォーラムセカンドステージ(APFEDII) 動推進費	96,767	92,823	
	21 開	発途上国草の根環境保全活動普及推進費	-	-	———————— 新
	22 クリ	ーン・アジア・イニシアティブ推進費	-	-	新
	23 気(	候変動に関する政府間パネル(IPCC)拠出金	16,920	17,820	
	24 排出	出·吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金	106,743	114,448	
	25 地	球環境戦略研究機関拠出金	550,000	550,000	
		球環境に関するアジア太平洋地域共同研究·観測事 処出金	114,660	110,729	
		ジアにおける環境·経済統合影響評価モデルによる 本型環境政策検討スキームの導入支援費	-	10,000	
	28 地	球環境研究計画策定等経費	4,047	4,047	
	29 地班	球環境保全試験研	310,413	301,101	
	30 地班	球環境研究総合推進費	2,960,000	3,197,000	
	31 気(	候変動影響·適応に関する	-	_	新
		搭載用観測研究機器製作費	340,000	(300,000)	
		変動影響モニタリング・評価ネットワーク構築等経費	260,393	(262,951)	
		観測データ利用促進費	-	_	新
	* IPCC	2 報告書作成支援調査費	28,637	(28,637)	

<sup>(</sup>注)「\*」の事業については、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に 計上。

## 廃止する予算事項についての検証

7,022 / 0		
予算事 項番号	廃止する理由	今後の対応策
2-1-	「政策棚卸し」により廃止。	事項の廃止。
2-1-	「政策棚卸し」により廃止。	事項エラー! ブックマークが定義されていません。 の廃止。
2-1-	「政策棚卸し」により廃止。	に統合し、一体的に事業を実施することで、より効 果的に運用していく。
2-4-	「政策棚卸し」により廃止。	事項の廃止。
2-4-	「政策棚卸し」により廃止。	平成 21 年度から として開始。

# 特記事項

# <政府重要政策としての該当> アジア・ゲートウェイ構想

## 再チャレンジ支援関連施策

## < 当該施策に関係する府省庁 >

内閣官房、内閣府、総務省、外務省、水産庁、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁

## <昨年度評価書からの変更点>

平成 18 年度事業に対する評価時に設定していた「目標 2-2」の「指標 酸性雨モニタリング地点数」については、酸性雨長期モニタリング計画に基づきモニタリング地点数を集約化したことから、当初の目標を達成した考えられるため削除し、同計画に基づ〈モニタリングの着実な実施を示す新たな指標「国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率」を設定した。

「目標 2-1」の「指標」」のフロン類の回収量等については、平成 17 年度分に記載ミスがあったことから修正を行った。

## 各目標に設定された指標について

各目標に設定された指標について		
目標番号 及び指標名	2-1-	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量
	2-1-	業務用冷凍空調機器からのフロン類回収率(回収量)
	2-1-	PRTR によるオゾン層破壊物質の排出量の ODP 換算値
	2-1-	(参考)南極のオゾンホールの面積
	2-2-	EANET モニタリング地点数
	2-2-	EANET 分析精度管理目標達成率
	2-2-	国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率
	2-2-	ライダー設置地点数(環境省設置地点数)
	2-3-	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量
	2-4-	(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率
指標の解説	2-1-	: HCFC 生産量 + HCFC 輸入量 - HCFC 輸出量。なお、ODPトンとは、オゾン層破壊物質の
		量に各々のオゾン破壊係数を乗じ合計したもの。
	2-1-	: 都道府県の登録を受けた回収業者から報告された回収量を、業界等が推計した機器が廃
		棄される時の残存量で除したもの。
	2-1-	: PRTR 法に基づくオゾン層破壊物質の排出量にオゾン破壊係数を乗じて得られた数の合
		計。
	2-1-	:オゾン全量が 220m atm-cm 以下の領域の面積の当該年の最大値。
	2-2-	:EANET参加国がEANET登録地点としてモニタリングしている地点数
	2-2-	: EANET参加国が実施している精度保証·精度管理における管理目標値の達成状況
	2-2-	:酸性雨長期モニタリング計画に基づき、国内で実施しているモニタリング地点のうち、年間測
		定値が有効(年間 80%以上、適正なデータを取得)な地点の割合
	2-2-	:北東アジア地域においてネットワーク化されたライダーの設置地点数
評価に用いた 資料等	2-1-	:オゾン層保護法第3条第2項により公表される消費量
	2-1-	:フロン回収・破壊法に基づ〈平成 17 年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等
		の集計結果について(環境省報道発表資料)
	2-1-	:平成 17 年度 PRTR データの概要 - 化学物質の排出量 · 移動量の集計結果 -
	2-1-	:オゾン層観測報告 2005(気象庁)
	2-2-	:EANET 年次報告書
	2-2-	:酸性雨対策調査取りまとめ
	2-2-	: EANET 分析機関間調査報告書
	2-2-	:環境省資料

